

講義・演習概要（シラバス）

第1部課程第120期（平成25年4月9日～平成25年9月4日）

課 目 名	自治体訟務（行政事件訴訟法・国家賠償法）
時 限 数	6 時限
担 当 講 師	弁護士 池田陽子 <プロフィール> 昭和53年 東京大学法学部卒業 昭和55年 判事補 平成元年 依願退官 弁護士登録（横浜弁護士会） 平成10年～ 神奈川県顧問弁護士 平成15年～ 民事調停委員（横浜地裁・簡裁） 平成18年～23年 入札等監視委員会委員（横浜市） 平成21年～ 横浜国立大学法科大学院客員教授 平成25年～ 情報公開・個人情報保護審査会委員（国）
ね ら い	自治体関係訴訟の判例を分野別に概観するとともに、自治体が訴訟当事者となる裁判について、裁判手続の流れや応訴事務の概要を学び、自治体訟務についての基礎的な知識と理解を得ることを狙いとする。
講 義 概 要	1日目は、国家賠償法について、2日目は、行政事件訴訟法について、実務的に重要な判例を中心に、紛争の類型別に説明し、判決で認定されている事実関係や法的解釈を確認していきます。自治体側が敗訴した判決について、さまざまな観点から敗訴の理由を考えるなど、実務的な判決の読み方を学んでいきます。3日目は、民事裁判手続の基本的な仕組み、応訴事務の概要、証拠調べの様子などを解説し、裁判の中での公文書の取り扱い方など実務的な問題点を説明していきます。3日間の講義を通じて、判例に親しみ、行政をめぐる裁判の様相、判例の位置づけなどを理解し、自治体関係の法的紛争に適切に対処するための基礎にしていいただければと考えています。 ■ 1 日 目 国家賠償法 ■ 2 日 目 行政事件訴訟法 ■ 3 日 目 裁判手続と応訴事務の概要について
受講上の注意	講義では、グループ討論を行い、グループごとに検討結果を述べていただくことがあります。1日目に訟務に関する実務経験などについてのアンケートを配布し、2日目に回収しますので、記入についてご協力をお願いします。
使 用 教 材	当日講義用資料を配付予定
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし